7月11日からの梅雨前線による大雨被害にかかる 災害救助法が適用された地域のご契約者の皆さまへ

2012 年 7 月 17 日 au 損害保険株式会社

7月11日からの大雨により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

7月11日からの梅雨前線による大雨による被害により、大分県、熊本県及び福岡県において多数の方が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とすることから、大分県、熊本県及び福岡県は災害救助法の適用を決定いたしました。

適用地域にお住まいのご契約者の皆さまには、「災害救助法適用時の特別措置」が適用となる場合がございますので、下記の『au 損保カスタマーセンター』までお問い合わせ下さい。

■災害救助法適用市町村 【法適用日】

[大分県]		[福岡県]	
竹田市	【7月12日】	久留米市	【7月13日】
		柳川市	【7月13日】
[熊本県]		八女市	【7月13日】
阿蘇市	【7月12日】	筑後市	【7月13日】
熊本市	【7月12日】	みやま市	【7月13日】
阿蘇郡南阿蘇村	【7月12日】	うきは市	【7月13日】
阿蘇郡産山村	【7月12日】	八女郡広川町	【7月13日】
阿蘇郡高森町	【7月12日】		

■ご照会窓口

au 損保 カスタマーセンター	0800-700-0600 (無料)
au 損休 ガヘクマーピングー	営業時間:9時~18時(年末年始を除く)